

お客様本位の業務運営に関する方針

マーチャントブレインズ投資顧問株式会社（以下、「当社」といいます。）は、平成 29 年 3 月 30 日に金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、以下の通り公表します。

方針 1. 方針の策定・公表

当社は、お客様本位の業務運営を実現するため、本方針を策定し、当社ホームページにて公表します。また、本方針に基づく取組状況について、定期的の方針の見直しを図ることにより、より良い業務運営を実現して参ります。

[当社の具体的な取組]

- ・取組状況の確認は、当社コンプライアンス部にて、年 1 回以上行うものとします。
- ・本方針の見直しを実施した際には、その内容について、当社ホームページにて公表します。

方針 2. お客様の最善の利益の追求

当社は、金融商品取引業者として高度な専門性と職業倫理を保持し、お客様に対して誠実・公正に業務を行い、お客様の最善の利益を図るとともに、このような業務運営が企業文化として定着するよう努めて参ります。また、お客様の最善の利益を図ることにより、当社の持続的な成長を目指します。

[当社の具体的な取組]

- ・お客様のニーズにあったサービス提供に努め、お客様の最善の利益追求を図ります。
- ・社内研修において、金融商品取引業者としての意識を高めるよう、企業倫理・法令遵守について繰り返し取り上げ、企業文化として定着するよう努めて参ります。
- ・公表前の推奨銘柄情報に関しては、事前の情報漏洩等が生じないよう、業務マニュアル等当社社内規程に則り、適切な管理を行います。

方針 3. 利益相反の適切な管理

当社は、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないよう業務を遂行します。また、取引におけるお客様との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理します。

[当社の具体的な取組]

- ・当社役職員に対し、「内部者取引管理規程」及び「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る規程」に禁止行為を定めることで利益相反の可能性について把握し、事前にお客様との間に利益相反が生じないよう十分に留意し、サービス提供に努めます。

・当社役員に対し、国内上場株式について取引制限を設けることで、利益相反が生じないよう適切な業務に努めます。

方針4. 手数料等の明確化

当社は、名目を問わず、お客様が負担する手数料、その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、お客様が十分に理解した上で契約の検討ができるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

[当社の具体的な取組]

・当社ホームページ内「提供サービス一覧」、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面(契約締結時の書面)において、お客様が負担する手数料、その他の費用について明示します。また、お客様が理解できるようわかりやすい説明に努めます。

方針5. 重要な情報のわかりやすい提供

当社は、お客様との情報の非対称性があることを踏まえ、上記「方針4. 手数料等の明確化」に示した事項のほか、取引条件のうち重要な情報については、目につきやすくわかりやすい内容にし、誤解を招くことがないように正確な情報提供に努めます。

[当社の具体的な取組]

・当社では、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規程」を定め、お客様への勧誘に際して使用する文書(メール及びホームページを含む)について、予めその内容の適切性、掲載方法や掲載場所の検証を行った上で、お客様に十分ご理解いただけるような取組をしております。

・当社の広告物は、コンプライアンス部門の広告審査担当者による多重審査を行い、審査を通過した情報を提供いたします。

方針6. お客様にふさわしいサービスの提供

当社は、お客様の運用資金、投資歴、投資目的、ニーズ等を把握し、お客様にふさわしい投資助言サービスの組成、販売・推奨に努めます。

[当社の具体的な取組]

・当社では、お客様にご入力いただいているプロフィール内容やお問い合わせ等でいただいたご意見によりお客様のニーズを把握し、お客様がお求めのサービスをご自身で選択できるようになっております。

・当社推奨の有料銘柄についてのご相談は回数無制限となりますので、無料銘柄相談フォームからお気軽にお問い合わせください。

・新たに複雑またはリスクの高いサービスの組成・販売を行う場合には、商品やお客様の属性に応じ、当該商品の販売が適当かより慎重に審査いたします。

・お客様からクーリング・オフの申し出があった際には、誠意をもって対応いたします。

方針7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、お客様の最善の利益を追求するための行動、お客様の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備いたします。また、金融商品取引業者としての使命・行動原則を遵守し、本方針が全従業員へ定着するよう社内研修の充実に努めます。

[当社の具体的な取組]

・当社では、社内研修計画表を毎事業年度毎に策定し、当該計画表に従い、定期的な社内研修の他、顧問弁護士による社内研修を半年に1回実施しています。

令和元年10月策定

令和5年10月17日改訂

令和6年10月24日改訂